

富谷市

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

(令和3～5年度)

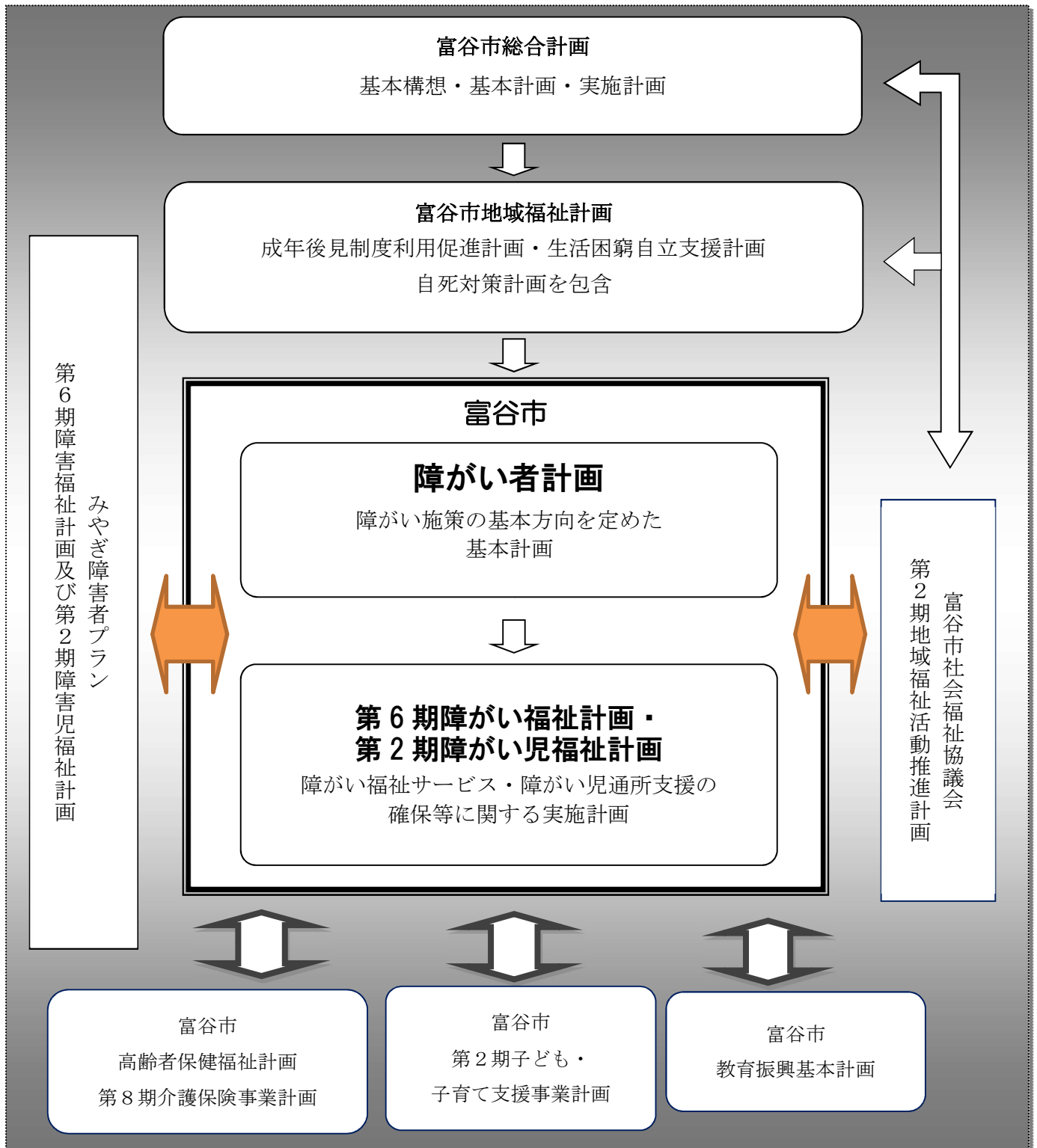
概要版



富谷市地域活動支援センター通所者制作

令和3年3月
富谷市

令和2年度には現行の計画期間が終了することから、富谷市総合計画、国や県の基本指針及び計画に基づき、整合性を図りながら、自立支援給付、地域生活支援事業等の円滑な実施に向け、必要なサービス等の円滑な実施を確保するために令和5年度を目標年度とする、第6期富谷市障がい福祉計画「以下「第6期計画」という。」及び第2期富谷市障がい児福祉計画（以下「第2期障がい児計画」という。）を一体的に策定するものです。



2

計画策定体制

本計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させるため、以下の会議体での審議や手順等を踏まえました。

富谷市障がい者施策推進協議会	富谷市・黒川地域自立支援協議会
障がい福祉に関するアンケート (実態把握) 調査	計画素案に関する市民コメント (パブリックコメント)

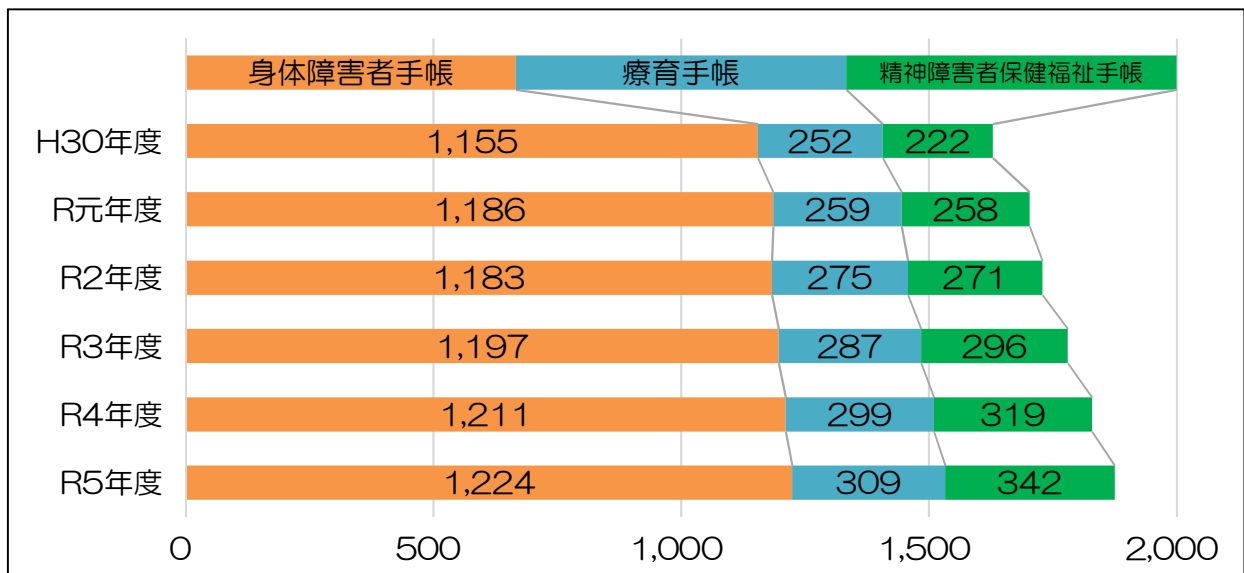
3

障害者手帳交付状況及び自立支援給付事業等に関する見込み

1 障害者手帳交付状況

[障害者手帳交付状況 (各年度末現在)]

(単位：人)



※R2 年度以降は見込み及び推計値

2 自立支援給付事業等に関する見込み

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30年度から令和2年度まで）の進捗状況を踏まえ、令和5年度までの、自立支援給付事業・障害児通所支援事業・地域生活支援事業に関する見込み量を設定しました。

※詳細は本冊子をご覧ください。



4

成果目標等

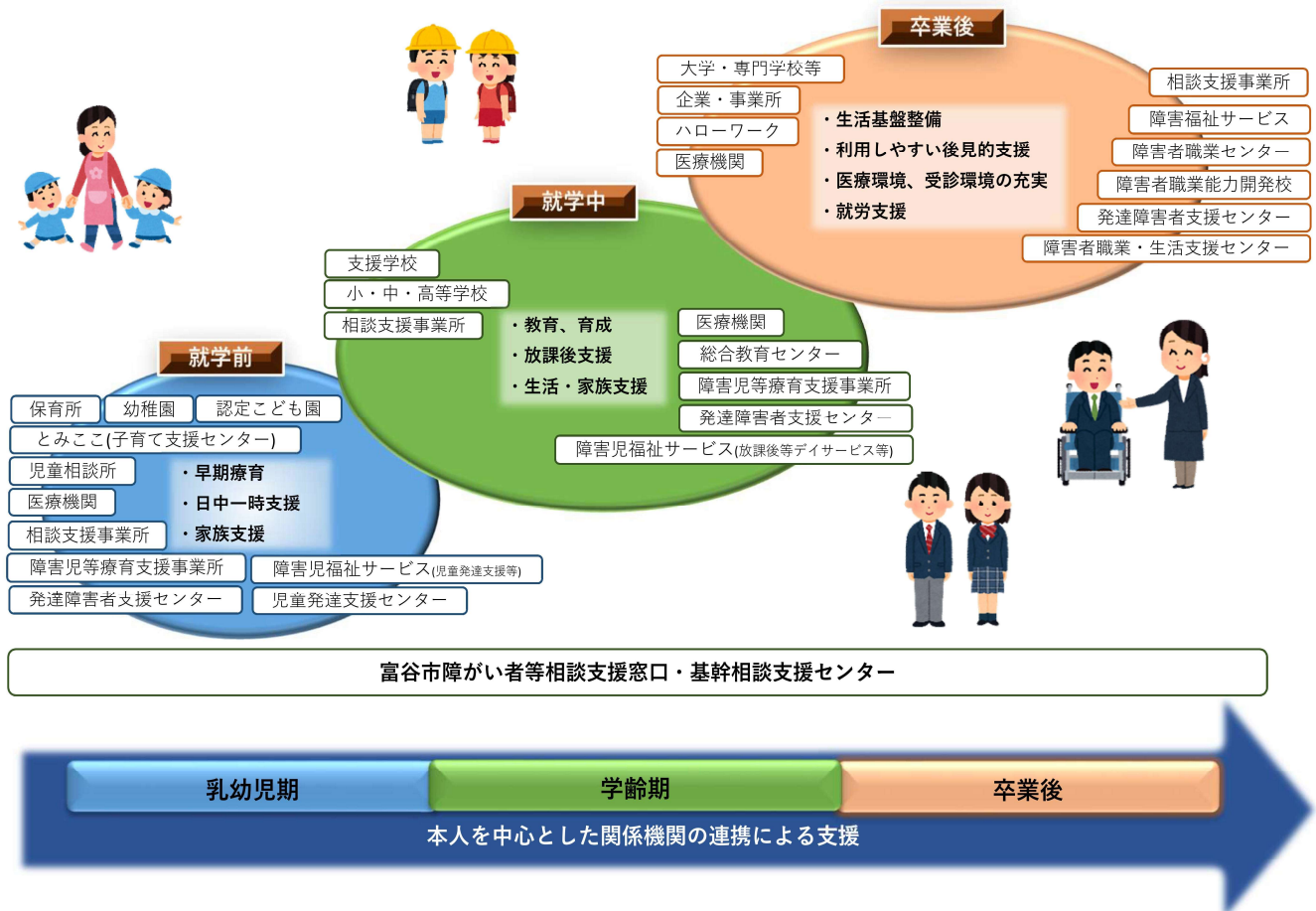
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30年度から令和2年度まで）の進捗状況を踏まえ、新たに示された国の基本指針に即し、令和5年度を目標年度として、障がい福祉サービス・障がい児支援の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定しました。主な成果目標は下記のとおりです。

項目	令和5年度末までの目標
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和元年度末時点の施設入所者数（17人）の6%以上 ・施設入所数：令和元年末時点の施設入所者数（17人）から、1.6%以上削減 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1人 16人 </div>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・富谷市・黒川地域自立支援協議会において設置されている協議の場で、保健・医療・福祉の重層的な連携による支援体制の構築を検討します。 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 年2回 検討 </div>
3 地域生活支援拠点等の整備が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等について、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、年1回以上運用状況を検証及び検討します。 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 年2回 検証・検討 </div>
4 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上 <ul style="list-style-type: none"> ①就労移行支援を通じた移行実績を令和元年度の1.3倍以上 ②就労継続支援A型を通じた移行実績を令和元年度の1.26倍以上 ③就労継続支援B型を通じた移行実績を令和元年度の1.23倍以上 ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する割合 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ①4人 ②1人 ③0人 8割 </div>
5 相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの主任相談支援専門員を中心に総合的・専門的な相談支援を実施し、黒川圏域内町村と協働しながら、相談支援体制の充実・強化を目指します。
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・黒川圏域内町村と協働し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。
7 発達障害者等に対する相談支援の提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラム等の受講者数 ・ペアレントメンターの人数 ・ピアサポートの活動への参加人数 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1人 1人 55人 </div>
8 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを1か所以上設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保 ・医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア等に関するコーディネーターの配置 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 1か所整備済 1か所整備済 1か所整備済 1か所整備済 1名配置 </div>

5 計画の推進に向けて

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援体制

発達障がい児や重症心身障がい児及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との緊密な連携により、切れ目のない支援等が可能となるような取り組みを推進し、成長段階に応じた支援ネットワークの形成による体制整備を図ります。



乳幼児期には、とみここ（子育て支援センター）や医療機関で乳幼児健診が行われます。健診結果などにおいて、身体発育や精神発達面で障がい等の疑いがある場合は、医療機関等で行われる精密検査の受診勧奨や保健師及び心理師等による保健・発達相談など本人・家族の方への支援が行われます。

学齢期になり、障がいのあるこどもが小学校に入学する場合は、まず地域の学校に相談します。就学先には、地域の学校の普通学級・特別支援学級、特別支援学校があります。専門療育についても、乳幼児期からの支援を継続して実施します。

卒業後は、行政機関、医療機関及び専門機関が支援を行うこととなり、状況に応じて就労や福祉サービスを利用します。社会生活に慣れたら、親元から離れて、グループホーム等で生活することもできるよう、切れ目のない支援体制の整備を図ります。



2. 富谷市における障がい児・者に対応した地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加（就労）、住まい、教育（普及・啓発）等、地域全体で助け合いを包括的に行う体制です。富谷市では、地域において障がい児・者が生活支援サービス等を切れ目なく利用することができ、安心して自立生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向け、全体方針として地域包括ケアシステムを推進します。

富谷市の障がい児・者に対応した地域包括ケアシステムのイメージ図



地域支援センターぱれっとよしおか 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 (基幹相談支援センター)

障がいがある方及びそのご家族の日常生活や福祉制度に関する相談をお受けしている他、権利擁護のために必要な支援を行います。(黒川地域内全体の調整機能・中核的な役割も兼ねています)

住所：〒981-3621
宮城県黒川郡大和町吉岡字館下
46-1
電話：022-344-3620
FAX：022-344-3595
休日：土・日曜日、祝日、年末年始



富谷市障がい者等相談支援窓口

地域福祉課内において相談支援事業所の専門員による障がい者等相談支援窓口を開設しています。

障がいのある方が生活の中で困まっていることについての相談をお受けしている他、福祉・保健・医療・就学・教育など総合的な連携・調整・支援を行います。

事業所：特定非営利活動法人
自閉症ピアリンクセンターここねっと
「ふれんず」

場所：富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課内
電話：022-358-3396
休日：土・日曜日、祝日、年末年始
開所時間：8:30~17:30

富谷市 保健福祉部 地域福祉課

地域福祉課は身体・知的・精神障がいの手帳交付申請に関する事、障害福祉サービスについての相談、申請、補装具・日常生活用具の支給決定、各種手当、自立支援医療費や心身障がい者医療費助成制度等に関する事務を行っています。ご不明な点があれば、気軽にご相談ください。

住所：〒981-3392
宮城県富谷市富谷坂松田30番地
電話：022-358-3294
FAX：022-358-9915
E-mail：chiikihukushi@tomiya-city.miyagi.jp
休日：土・日曜日、祝日、年末年始
業務時間：8:30~17:30

